

保育所（園）ご利用中のみなさまへ

～無償化についてのお知らせ～



10月から保育料などの無償化がはじまります。

保育所をご利用の方の無償化は次の表のとおりです。

※子どもの年齢・認定区分、世帯の課税区分により変わります。

【無償化対象】

年齢 課税区分	施設等区分	保育所（園） （2・3号）	
		保育料	延長保育
3、4、5歳児		◎	×
0、1、2歳児 （市町村民税非課税世帯）		◎	×
0、1、2歳児 （市町村民税課税世帯）		×	×

凡例

◎：全額無償

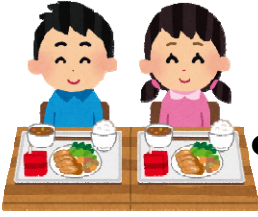
×：無償化対象外

■ご注意ください

1. 無償化される「保育料」「利用料」には、「実費」を含みません。
※実費とは：給食費、制服代、日用品費、行事費、PTA会費などです。
2. 教育・保育給付の2・3号認定を持ち、現に保育所（園）を利用している場合、保育園の利用に加え、認可外保育施設（町内なし）、保育園での一時預かり、病児保育を利用しても無償化の対象とはなりません。



給食費の取り扱いについて



●現在、3歳～5歳児（2号認定）の主食代（お米など）については、
保育所（園）に支払うか現物を持参いただいています。



●また、3歳～5歳の副食代（おかず代）については、保育料に含まれる形で
保育所（園）にお支払いいただいています。



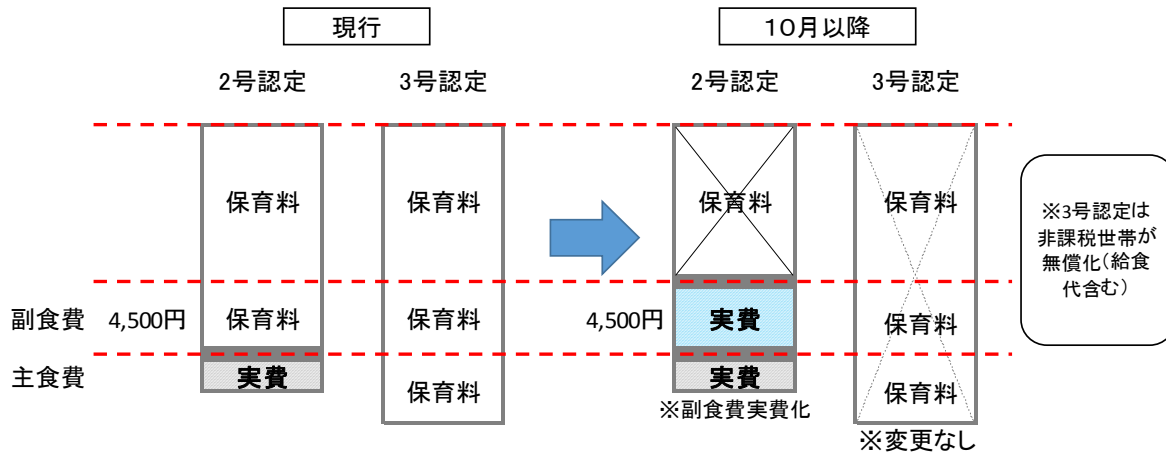
●令和元年10月以降（無償化後）は、
主食代・副食代の給食費をまとめて、直接、保育所（園）にお支払いいただくことになります。

※副食代は、月額4,500円を基本として設定されます。

※副食代は、世帯の収入によって減免の対象となる場合があります。

また、第3子以降はみなさん副食代減免の対象となります。

■制度変更のイメージ図



- 【用語説明】
- 主食費 : ご飯、パン、麺類などいわゆる主食にかかる費用
 - 副食費 : いわゆる「おかず」代
 - 給食費 : 主食費と副食費を合わせた費用
 - 保育料 : 保育所等利用にかかる費用として保護者が負担するもので、世帯の収入に応じて支払金額が変わる「応能負担」のしくみとなっている。
 - 実費 : 実費として、保護者が園に(原則)均一に支払う費用。ただし、年収360万円未満相当世帯の副食費は免除対象となる。